

会 議 記 録

会議名称	平成 26 年度第 4 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 26 年 12 月 15 日 (金) 午後 2 時 58 分～午後 4 時 48 分
場 所	東棟 4 階 庁議室
出席者	<p>【委員】 山本、伊関、奥、田淵、七末</p> <p>【区側】 総務部長、行政管理担当課長、総務課長、 定数・組織担当課長、経理課長</p>
配布資料	<p>資料 1 入札・契約制度の改革</p> <p>資料 2 年度別入札・契約制度の変遷</p> <p>資料 3 落札率の推移</p> <p>資料 4 年度別入札登録事業者数</p> <p>資料 5 業種別競争入札登録事業者数</p> <p>資料 6 過去 3 年間指名停止業者一覧</p> <p>資料 7 平成 25 年度不調案件経過処理</p> <p>資料 8 入札・契約制度における臨時的緊急措置について</p> <p>資料 9 平成 26 年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方法</p> <p>資料 10 工事審議案件</p> <p>資料 11 入札見積経過調書</p> <p>資料 12 委託審議案件 物品購入審議案件</p> <p>資料 13 入札見積経過調書</p> <p>資料 14 杉並区が締結する契約からの暴力団等排除について</p> <p>資料 15 入札参加除外措置一覧</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 報告</p> <p>(2) 平成 25 年度入札及び契約に関する外部評価について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>

○行政管理担当課長 それでは、会長、全員そろいましたのでお願いいたします。

○会長 早いですけれども、全員おそろいですので、ただいまから平成 26 年度第 4 回杉並区外部評価委員会を開きたいと思います。

本日の議題に入る前に、人事異動に伴うご説明をお願いします。

○総務部長 皆さん、お忙しい中をありがとうございます。総務部長の関谷と申します。10 月 16 日付で宇賀神前総務部長が副区長に選任されましたので、私は後任ということで参りました。外部評価委員会については財政課、それから経理課のときにかかわらせていただきまして、5 年前にこの入札監視委員会は担当していましたので、またぜひよろしくをお願いします。

私以外に人事異動が 10 月 16 日付でありまして、森にかわりまして、今まで法務担当課長でありました齊藤が財政課長になりました。今日は所用がありまして欠席ですので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○会長 今日の主たる議題は入札監視業務としての我々の仕事の方になるわけですが、議事に入る前にまず主管課の経理課長の方から、入札監視にかかわる制度変更等の概要につきましてご説明をお願いします。

○経理課長 経理課長の和久井でございます。本日はよろしくをお願いします。

それでは、本日配付しました資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、次第が 1 枚でございます。

次に資料ですけれども、本日は資料が三つのつづりということで分かれていると思います。

まず、資料 1 が 1 ページの入札・契約制度の改革。

資料 2 が 19 ページになりますが、年度別入札・契約制度の変遷。

資料 3 が 22 ページになりますが、落札率の推移。

資料 4 が 26 ページですが、年度別入札形態別平均参加事業者数一覧。

資料 5 が 28 ページで、業種別競争入札登録事業者数。

資料 6 が 32 ページで、過去 3 年間指名停止業者一覧。

資料 7 が 34 ページで、平成 25 年度不調案件経過処理。

資料 8 が 36 ページになりますけれども、入札・契約制度における臨時的緊急措置について。

資料 9 が 37 ページですが、平成 26 年度杉並区障害者就労施設等からの物品調達方針。次が資料 10 ですが、二つ目のつづりです。39 ページとなっているものですが、こちらは本日、後で審議していただく工事審議案件でございます。

資料 11 が 41 ページになりますが、工事審議案件の参考資料。

資料 12 が 59 ページで、委託審議案件、物品購入審議案件。

資料 13 が 61 ページで、委託、物品審議案件の参考資料。

資料 14 が三つ目のつづりですけれども、78 ページとして、杉並区が締結する契約からの暴力団等排除について。

最後が資料 15 で 82 ページですが、入札参加除外措置一覧でございます。

足りない資料等はないでしょうか。よろしいですか。

それでは、後ろになりますが、本日、私のほかに契約事務に携わります者をご紹介させていただきます。まず岡田係長、磯川係長、それから小島係長でございます。本日はこの 3 係長も説明者として同席させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

本日は入札監視委員会として開催してまして、前年度、平成 25 年度の 1 年間に区が発注した案件の入札及び契約状況等についてご審議をいただくものでございます。

なお、審議に入ります前に、お断りがございます。本委員会は公開という形でございます。一方で、入札事務における公正、公平性等を担保するために、非公開としている内容がございます。このため、もし傍聴者がいる場合において、審議の中でそうした内容についてお尋ねがあったとき、大変恐縮ですが、お答えを控えさせていただく場合がありますので、ご了承のほどよろしくお願したいと存じます。こうした非公開情報の主なものとしては、入札予定価格のうち非公表としているもの、失格基準価格などがございます。

次に、本日の審議案件についてですが、委員の皆様には、事前に契約一覧をご送付させていただきました。各委員の皆様を選定いただきました案件の中から、会長と事務局で調整させていただいた工事案件が 4 件、委託案件が 3 件、物品購入案件が 1 件の合計 8 件でございます。

では、審議に入る前に、次第の議題（1）になりますけれども、杉並区の入札・契約制

度の概要などについてご報告させていただきたいと存じます。資料に基づきまして、時間の関係もありますので、簡単に説明させていただきます。

それでは、最初の一つ目のつづり、資料 1～9 というものをごらんいただきたいと思います。1 枚おめくりいただきまして、1 ページをごらんいただきたいと思います。

1 の入札・契約制度の基本的な方針です。平成 21 年に施行されました「公共サービス基本法」では、「自治体は、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と規定されまして、このことが重要な課題となっています。

こうした課題に取り組むべく、区では契約制度検討委員会を立ち上げまして、杉並区における公共調達のあるあり方と今後の方向性の検討を行いまして、平成 23 年 12 月に契約制度検討委員会報告をまとめているものでございます。

この報告に基づきまして、平成 24 年 1 月には「杉並区公共調達の指針」を、また同年 4 月には「杉並区公契約等における適正な労働環境の整備に関する要綱」を策定しました。

平成 25 年度は、これらの指針や要綱を踏まえまして、工事案件において最低制限価格等の事後公表を新たに実施するとともに、工事成績優良者公表制度の運用、技術実績評価型総合評価制度の試行、委託契約における簡易型総合評価方式の試行に向けた検討を実施しました。

区としましては、今後も引き続き、競争性や透明性の一層の向上を図るとともに、適正な施工・履行の確保に努めてまいり所存でございます。

次に、2 ページから 18 ページまでにつきましては入札・契約制度改革の概要等がございますが、まず 6 ページをお開きください。こちらは後ほど説明させていただきますが、6 ページの上段ですが、平成 23 年 4 月より暴力団等排除対策を区では実施しています。

次に、7 ページをごらんください。下段ですが、後ほどこちらも本日審議をしていただく案件ですけれども、平成 22 年 1 月より工事の入札で、施工能力等審査型総合評価制度を予定価格 3,000 万円以上の案件で試行を開始しまして、平成 24 年 4 月より本格実施をしているものでございます。

次に、13 ページをお開きください。区で実施している工事の契約方式です。一般競争入札、指名競争入札、随意契約の三つの入札形態がございます。

次に、15 ページをごらんください。こちらは平成 25 年度の入札結果一覧でございます。表の右側の件数のところの合計欄を見ただけですと、ここ数年は全体で 900 件前後の入札ということで推移しています。その他の説明につきましては、時間の関係もありますので割愛させていただきたいと存じます。後ほどお目通しいただければと思います。

次に、19 ページをお開きください。こちらの資料 2 から 35 ページの資料 7 までについては、年度別入札契約制度の変遷、落札率の推移などとなっています。

19 ページは工事の入札方式の変遷です。これまでその時代、時代で、記載のとおり、いろいろな入札方式を区では実施してまいりました。平成 21 年度以降、現在実施している予定価格 500 万円未満の案件は指名競争入札、予定価格 500 万円以上の案件につきましては一般競争入札などを実施しているところでございます。

22 ページをごらんいただきたいと存じます。こちらは落札率の推移でございます。

32 ページをお開きください。こちらは過去 3 年間の指名停止措置状況一覧でございます。

34 ページをお開きいただいて、こちらの資料 7 は平成 25 年度の不調案件処理経過となっています。説明は省略しますが、後ほどお目通しいただければと存じます。

次に、36 ページをお開きください。資料 8 で、入札・契約制度における臨時的緊急措置についてでございます。下段の表に臨時的緊急措置の実施状況と、区内事業者の受注比率という形で表を作成しています。緊急措置に関しましては、平成 21 年 1 月にこの要綱をつくりまして、杉並区では実施しているものでございます。

次に、37 ページをごらんいただきたいと存じます。資料 9 で、平成 26 年度杉並区障害者就労施設等からの物品調達方針についてでございます。平成 25 年 4 月に施行されました「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」により、地方公共団体は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の策定が義務づけられたものでございます。

区では障害者優先調達推進法を受けまして庁内で検討を行い、「平成 26 年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定したものでございます。区では、この方針に基づきまして、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進しているところでございます。

なお、この法律では、会計年度終了後、調達実績の概要を取りまとめまして、公表を行うこととされているものでございます。簡単ですが、入札・契約制度の改革についての説明は以上でございます。

それでは、次に一つ飛ばしまして、三つ目のつづりをごらんいただきたいと思います。資料 14 で、78 ページです。契約における暴力団等排除措置についてでございます。本年 10 月に地方自治法施行令第 164 条の 4 の改正によりまして、暴力団等の排除が明確化されたところです。杉並区では平成 24 年度から要綱を定めまして、警視庁との連絡協議体制の合意書を取交しまして、全ての契約から暴力団等の排除に取り組んでいるところでございます。

区の要綱では、排除した場合にはこちらの本委員会に報告することになっています。実は今年度 1 件排除措置を行っておりますので、本日ご報告をさせていただくものでございます。こちらは杉並区が締結する契約からの暴力団等排除についてということで、この中には排除対象者の範囲であるとか範囲の期間等を示しています。

1 枚めくっていただきまして、79 ページをごらんいただきたいと思います。こちらは別表という形で、事務処理イメージ図でございます。特に今年度行った措置については、この図でいきますと、一番最初に情報入手ということで、警視庁で網羅された情報提供が区の方にありました。こうしたところから区の方では、下部になりますけれども、暴力団等排除対策委員会を経まして排除の決定を行い、事業者名を公表しているものでございます。

次に、81 ページをごらんください。現在、区の契約書につけている特約条項ですので、内容につきましては後でお目通しいただければと思います。

次に、資料 15 をごらんいただきたいと思います。こちらは入札参加除外措置一覧で、平成 26 年 6 月 17 日現在でまとめたものですけれども、本年 6 月に入札参加除外措置をとった業者を 1 社追加したものでございます。この表でいきますと、ちょうど網かけになっているところです。当区内の事業者ではありませんけれども、暴力団員との親交があると警視庁からの連絡で判明しまして、区の契約から排除したものでございます。

簡単ですが、報告に関する説明につきましては以上でございます。

○会長 ありがとうございます。資料 14 は報告なのですがけれども、去年も報告があっ

たかもしれないのですが、これは基本的には警視庁からの情報に限定されるわけですか。

というのは、近隣の例えば神奈川県警とか埼玉県警でも、逆にそういう可能性がないとは言えないので。これはたまたま 23 区内の話なのですから。

○経理課長 基本的には警視庁経由で、その辺のところの連携を組んでということで文書も交わっています。そうしたところでは、情報提供を受けた中で対応させていただいているというのが現状でございます。

○会長 そのはずなのですから、例の認知症の話もなかなかうまく連携がいかんかったということも現にあるものですからね。警察同士が、基本的に管区の警察局があそこら辺の連携を図ることになっているのですけれども、そこら辺がうまくいくかどうかという問題がありますが、とりあえずそういうことになっているということですね。

では、今日はご報告ということですから、新たに委員に加わられた先生方もおられますので、改革とか制度の内容等について、もしご確認いただくことがありましたら、短時間ですけれども時間がありますので、どうぞ。

○委員 不調案件で、私はいま地域医療を研究していて、病院の建築には何件かかかわっていて、1.5 倍ぐらいから、下手をすると 2 倍ぐらいまで上がっている案件もあります。いわゆる公共工事の金額の傾向と、不落の状況が増えているのか、それとも見積もりをかなり増して合わせているのか。価格が上がる中でも、安くする努力みたいなものがあるかどうか。

最近鉄筋とか鉄骨の価格が上がっているの、ある意味で木造なども一つあるんじゃないですかみたいなね。昔だったら木造は割高だったのが大して変わらなくなり、農水省の補助制度なんかも使って、より質の高いものを安くやるのもいいんじゃないですかみたいな議論もしています。そういうような建設資材の高騰に合わせた杉並区の対応について教えてもらいたいのですけれども。

○経理課長 まず、平成 25 年 4 月に国交省の労務単価のアップをかなり大幅なパーセンテージで受けまして、いわゆる特例措置を実施しました。人件費、人手不足というところの設計単価の見直しでは、4 月以降契約したもので旧単価を使っているものについてはその差額を落札率で掛けて、申請に基づいてお支払いをしたというのが実態としてございます。

今年の 2 月にも国交省はたしか 7% ぐらいでしょうか、労務単価をまた引き上げました。そのときも特例措置ということで、その差額を支払っているのが現状でございます。

資材の高騰につきましては、いま〇〇委員がおっしゃられたとおり、杉並区においてもその波は多少押し寄せてきている状況です。25 年度が底でしたけれども、平成 26 年度になりまして、若干ですけれども、資材の高騰、人夫の不足ということで不調のものは出てきていました。設計の見直しとか、見積額を多少上げるという配慮をしたケースは数件ございます。

基本的に区では一旦不調になるのですけれども、再度の仕様内容の変更などの対応をさせていただくことで、最終的には契約に至っているのが杉並区の今の現状です。

〇〇委員の最終的に木造もというお話は私も承知しているところですが、区のこうした施設の建設につきまして、杉並区の中ではまだコンクリート工、鉄筋工は不足しているのが現状であるわけですけれども、特に区内業者の方々については企業努力もしていただきながら、区の発注に対応していただいているというのが現状でございます。

〇委員 木材については単なる例示だけれども、鉄筋工に比べれば大工さんはまだ人手的には余裕があるので、木造という考え方もあるというのは議論として。別にやれという話じゃないのですけれども。

〇経理課長 特に今後の 2020 年のオリンピックが 27 年、28 年にかけてじわじわと（影響を及ぼし）、そういった対応を今まで以上に少しでも考えていかないと、非常に厳しい状況になる可能性はあると思っています。そうしたところは営繕の担当部署の管理職とも今後注視した上で、区の建設業界との関係につきましてはより慎重に対応していきたいと考えています。

〇委員 地元発注率はどのぐらいなのですか。

〇経理課長 最初の資料 1～9 の 36 ページの一番下の表を見ていただくと、区内事業者の受注比率では、25 年度において、工事でいえば件数、金額ともに 97% を超えています。

平成 21 年 1 月にいわゆる杉並区の臨時的緊急措置要綱を設けまして、工事でいいますと、上部に書いてありますけれども、予定価格 1 億 5,000 万円未満のものは区内業者で基本的には競争させているというのが実態でございます。

②の委託・賃貸借としては、予定価格 3,000 万円未満のものは区内業者限定です。あと

物品購入も、同じく予定価格 3,000 万円未満のものは区内業者限定という形で対応しているところでございます。

工事においてはかなり高い比率ですが、どうしても委託であるとか物品の関係になりますと、区内業者だけではなかなか賄えないという状況もありまして、パーセンテージにつきましては工事ほど高くはないという現状でございます。

○委員 23 区はどこも大体このぐらいの比率で入っているわけですか。

○経理課長 金額は多少違うと思えますけれども、区内業者優先という考え方は、特にリーマンショック以降、21 年度以降ぐらいからはこうした対応をしているというのが現状でございます。

○会長 もう少しあるのですけれども、時間の関係でそれは余ったらやることにして、今日は個別の選定 8 案件の外部評価をやらなければいけないということで、入札監視業務がありますので次の個別の資料 10 からです。

前もって説明しておきますと、基本的にはなるべく多くの委員の方が選定されたものを優先したということです。ただ、昨年度と全く同じ案件をまたやるというのは、外部評価委員会並びに入札監視業務の我々の筋から言って、新たなものをやった方がいいんじゃないかと。ただ、選ばれた理由があるわけで、昨年の議論においてもまだ要検討事項であったということで、抽出された案件に関連させて今回ご審議を賜ることになっています。

では、資料 11 からでしょうか。個別に 1 件 1 件説明していただいて、審議するということにしたいと思います。

○経理課長 それでは、二つ目のカラー刷りの資料 10 から説明させていただきます。

まず 1 件目、工事審議案件です。件名が「仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 施設建設建築工事」でございます。資料につきましては、41 ページが入札見積経過調書となっています。42 ページから 44 ページにつきましてはこちらの公告文ですので、参考にしていただきながら説明させていただければと存じます。

まず入札方式ですが、一般競争入札で行っています。

予定価格が 25 億円を超えているということで、4 社による J V、建設共同企業体での競争入札です。

日程としましては、平成 25 年 4 月 3 日に公告をしまして、5 月 15 日に開札をしたもの

です。

予定価格につきましては 24 億 2,118 万円で、税抜きの価格でございます。

入札につきましては 41 ページをごらんいただきますと経過調書がありますけれども、3 社による建設共同企業体の参加で、いずれも区内業者の参加という形になっています。

入札につきましては 1 回で落札しまして、落札率は 98.71%でした。

こちらの工事概要ですけれども、新泉小学校、和泉小学校及び和泉中学校の 3 校を統合しまして、和泉小学校、和泉中学校の敷地を活用した区内初の施設一体型の小中一貫校及び併設学童クラブの建設工事でございます。

予定価格 24 億 2,000 万円余の建築案件で、入札実施要綱に基づきまして、建築工事は予定価格 3 億円を超えるため、J V 発注となっているものです。また、建設共同企業体方式における臨時的運用要綱に基づきまして、予定価格が 25 億円を超えるため、区内に本店を置く 2 社以上を含める 4 社による建設共同企業体としているものでございます。

契約保証金につきましては、5 億円を超えるため 30%。前払金につきましては、2 億円の限度額となっているものでございます。

簡単ですが、説明につきましては以上でございます。

○会長 2013-00373 の案件について、平成と西暦がまざっているのでややこしいのですが、平成 25 年ということで、これにつきまして審議したいと思います。

ご質問、ご意見をどうぞ。

○委員 4 社の J V を組む話で、三つ出てきましたけれども、区外に本社がある建設会社で J V を組んだ会社はあるのですか。

○経理課長 ありませんでした。区外も当然参加は可能という条件で出しているところですが、どうしても区内事業者の本店を 2 社以上入れなさいという条件があります。

これは J V なので、自主結成という形をとっています。そこは事業者間の中で決められたことですので、たまたま全てが区内事業者だったという結果だと認識しているところがございます。

○委員 ランクだと、A ランクぐらいの会社？

○経理課長 第一位はランク A でございます。

○委員 この中で A ランクを教えてくださいませんか。

○経理課長 まず渡辺、興建社、白石、江州、佐藤。

○会長 1 位、2 位に両方ともなるけれども、2 社入っているということですね。

○経理課長 そうですね。

○委員 A が大体 1 社が入って、ほかは小さいところが組むという感じですかね。要は 25 億ぐらいただと、A ランクじゃないと出なくて。

建築だと、杉並区内に A ランクは何社くらいあるのですか。

○経理課長 10 社程度です。

○委員 その中でいろんな手持ちの案件も含めて、上がってきたのが 3 社ということ。

これは微妙で、安くあげるとなると、区内業者以外でもっと安くやるやり方もあるんだけれども、そうすると地元にお金が落ちなくなってしまうし、議会あたりでもいろいろ出てくるので。

病院だと区内業者じゃなくて、100 億単位なのでゼネコン 1 社というのも結構ある。25 億だったら、恐らく地元発注の方がいいだろうと思うのですけれども。

○会長 42 ページの建設企業体結成方法の 1 から 4 の条件なのですよね。これがいいかどうかという議論もあるのですけれども。

○委員 100 億の案件だったら「ちょっと考えてください」と言わざるを得ないのかなと思うのですけれども、25 億ぐらいの案件だとこんなものでしょうという感じは、相場観としてはなくはないです。

○経理課長 過去においては、高円寺に座・高円寺という施設があるのですけれども、特別な仕様といいますか、屋根が鉄鋼なのです。そのときも最初は J V でやって入札を行ったのですが、なかなか落札できなかった。最終的には、いま〇〇委員がおっしゃったように、たしか大手ゼネコン 1 社で工事をしたという経過があったと記憶しています。ですから、ケースによっては大手のゼネコンさんにお問い合わせする場合もあると思っていますところ。

○会長 ほかにどうぞ。

○委員 これは J V で A ランクが入っているということになると、いわゆる総合評価の加味というか、加点はどうなっているのですか。

○経理課長 議決案件なのですね。1 億 5000 万円を上回るものについては、議会の議決

が必要になります。

後ほどまた説明しますが、総合評価方式は試行と本格導入と 2 種類あります。施工能力等審査型というのをいま導入してしまっていて、3,000 万円を超えて 1 億円未満のものについては施工能力等審査型という総合評価を行っています。1 億円を超えて、議決案件にならない 1 億 5,000 万円未満のものについては、技術実績評価型という総合評価方式を試行で行っています。

1 億円を超える工事というのは、区のレベルですとそれほど件数があるというものではなく、年間でも 1 件から 2 件程度。まだ試行を始めて 2 年目ということで、実績も 3～4 件程度です。将来的にはこうした大きな工事に関しても総合評価方式で行ってはどうかということで、議会筋の方からもご意見をいただいているというところもありますので、そうした意味では技術実績評価型、特に工事の成績であるとか技術者の関係の部分など、今後大きな工事案件に関しては研究課題となっているものでございます。

今の技術実績評価型の試行件数をもう少しこなしただ上で、例えば 2 億、3 億ぐらいの工事で試行をやってみるとか、いずれはそういった形でやっていくことを考えているところでございます。

○委員 試行だから調書に記載がないということですか。

○経理課長 実際にやっている案件はあるのですが、議決案件に関しては余りにもまだ大き過ぎてそこまで……。いわゆる議決案件というのは期間が結構長くなってしまっていて、事務手続上も 2 カ月、3 カ月とられるとか、工期の関係とか、特にこういった総合評価をやると、いただいた書類の内容をまた審査しなければいけないとか、かなりの労力と時間を費やすというところが一つ課題です。

大きな工事案件につきまして、今のところは一般競争入札ということでやらせていただいているのが現状でございます。

○会長 入札経緯はいいのですけれども、よくわからなかったのは新泉小学校と和泉小学校の方はどうなるのですか。和泉小学校と和泉中学校は改修か改築か、解体するとなっていますけれども、これは残るのですか。

○経理課長 新泉小学校については施設再編的な要素もあるのですけれども、児童の数がかなり減っているというところで、今回はこれを一つにして。

- 会長 ですから、建物のないキャンパスというか……。
- 経理課長 跡地ですか。
- 会長 いや、これは解体しない。解体するのは和泉小学校だけになっています。
- 経理課長 今後の使い勝手といいますか……。
- 会長 また別件でやるということですか。
- 経理課長 特養の建設予定地などに活用してまいります。
- 会長 当面はまだ今回の工事には入っていないということですね。
- 経理課長 そうです。今の現況としては、まだ残っている状況です。工事を今ちょうどやっている最中ですから、すぐ壊すわけにはなかなかいかないという状況でございます。
- 会長 位置関係がよくわからなかったのですけれども。
- 経理課長 ちょっと離れたところですよ。
- 会長 和泉小学校は解体に伴って、授業に影響はないのですか。
- 経理課長 和泉小学校と和泉中学校は隣り合わせになっているので、そうしたところでこれは仮設をやっているのでしたかね。
- 会長 でも、小学校はまだあるわけでしょう。
- 経理課長 一応、小学校はそのままでやっている。
- 会長 でも、解体をやるのは。
- 事務局 和泉小学校と和泉中学校は隣接してしまして、和泉小学校は今そのまま存在しています。和泉中学校につきましては、中学生は新泉小学校に移動して授業を行っています。和泉中学校の校舎に増築しながら、和泉小と和泉中の新校舎をつくっています。
- これが終わりましたら和泉小学校を壊しまして、和泉小学校も……。
- 会長 ただ、和泉小学校は屋外プール及び付属施設は解体することになっていますね。
- 事務局 一部施設の解体はこの中に含まれています。
- 会長 わかりました。一連の流れがあるということですね。
- 事務局 はい。
- 会長 1回で落札されていますので、形式的には問題ないと思いますが、ほかにご意見はありますか。
- 委員 あともう一つだけ、私は今年初めてなので、開札の方法については昔みたいに札

入れをしているのではなくて電子調達サービス、いわゆる電子入札でいいのですか。入札用紙をぽんとメールで送るみたいな形で、それは全てにやっていると。

昔、私は札入れをやったことがあるのですけれども、別室でお話するとかいうのは。

○経理課長 電子入札を実施しています。よっぽど不調になって減価交渉させていただくとか、見積書を見せていただきたいとか、そういったことになれば呼び出すときもあろうかと思いますが、基本は電話とか、そういった形での対応になっていると思います。

○会長 では、最初の案件については、特に問題点は見当たらなかったという結果にしたいと思います。

2 件目の案件の「杉森中学校受変電設備取替工事」について、説明をお願いします。

○経理課長 それでは、2 番目の案件の「杉森中学校受変電設備取替工事」でございます。資料につきましては、入札見積経過調書が 45 ページ、公告文が 47 ページ。

先ほどちょっとご説明しましたが、こちらは施工能力等審査型の総合評価方式ということで入札を行っていますので、この内容についても後ほど説明させていただきます。ですので、資料については 45 ページから 56 ページまでになります。

特に 56 ページを見ていただきたいのですが、昨年も実はこの総合評価方式を若干説明させていただいたところでしたが、委員の方からもちょっとわかりづらいというお話を受けましたので、今回はあえて得点の内訳をつけさせていただきました。これに基づいて、後ほど説明させていただきたいと存じます。

それでは、まず入札方式ですが、47 ページの公告文を見ていただくと、一般競争入札ということで実施しています。

発注は、単体発注でございます。こちらにつきましては施工能力等審査型の総合評価方式で実施しているものです。

平成 25 年 5 月 15 日に公告をしまして、6 月 4 日に開札をしているものでございます。

予定価格につきましては、税抜きで 4,222 万 9,000 円となっています。

入札につきましては、45 ページに経過調書がありますが、全部で 11 社が参加していません。

入札につきましては 1 回で、落札率は 71.04%でございます。

こちらの工事概要ですが、耐用年数の経過した受変電設備を改修する工事という内容で

す。

ただいま落札率 71.04%と申しあげましたけれども、この本工事につきましては、入札価格が低入札価格に関する調査規程に基づく調査基準価格を下回ったために、低入札価格調査を実施しました。積算内訳書等の資料提出を受けまして、業者との面談を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められたため、契約締結となっているものでございます。

また、45 ページの経過調書をごらんいただきますと、備考欄に記載がありますけれども、6 番目の栄新テクノ株式会社は金額が 2,630 万円。こちらの入札金額につきましては失格基準価格を下回ったため、この段階で 1 社が無効になっているものでございます。

それでは、施工能力等審査型の総合評価方式の総合点の計算について説明させていただきたいと存じます。資料については、50 ページ以降に公告事項があります。

まず、総合点がありますけれども、こちらにつきましては入札の価格点、もう一つは技術点を合計したもので行っています。価格点は 90 点満点で、予定価格と入札価格の価格差の割合を 90 点に乗じて計算しているものです。

非常にわかりづらいのですけれども、50 ページの 2 の落札者決定方法の (1) 価格点の算定方法で、 $90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ となっています。45 ページの経過調書を見ていただくと、3,000 万円ということで杉並電業が落札しているわけです。3,000 万円が入札されまして、予定価格との金額差の割合を出します。それが 0.28958 になり、 $90 \text{ 点} \times 0.28958$ の計算をしますと、点数にして 26.06 点という数値になります。ですので、この経過調書を見ていただくと、総合点の下の価格点が 26.06 点となっているものでございます。計算式については、こちらに記載があるとおりです。

次に技術点では 23 点が満点という形になっていて、大きく四つの内訳がございます。一つ目として、工事成績評定点というものがございます。50 ページの一番下の (3) になりますが、工事成績評定点が 13 点満点で、直近の 3 件の工事成績評定点を平均しまして、その平均値に応じてゼロから 13 点の評価点をつけているものです。

表がありますけれども、例えば 76 点という工事成績をいただいている工事をやっているとすると、51 ページの表の下から 2 段目の 76 点の成績点の平均となると 12 点がつくという捉え方をしていただければと思います。

落札業者は工事成績評定点の平均が 74.33 点になっていますので、この表の下から 3 段目の右側を見ていただくと、工事成績評定点は 11 点となります。算定方法については、資料の 50 ページ、51 ページ以降に書いてあるものでございます。

次に、51 ページの (4) に配置予定技術者の資格点があります。一級技術者を配置予定のところについては、3 点入ります。二級技術者は 2 点、そのほかは 1 点という形で配点をしているものでございます。

なお、落札業者の場合は一級技術者の配置を予定しているということでしたので、3 点を付しているものでございます。

それから、52 ページ (5) の配置予定技術者の実績点が 2 点満点という形になっています。配置予定技術者が、発注案件と同種の工事または類似の工事实績があった場合に、担当した役割に応じて 0.5 から 2 点の評価点を付しているものでございます。

この落札業者の場合は、配置予定の技術者が同種または類似工事实績がありませんでしたので、この場合は 0 点という形にしています。

同種、類似工事については案件ごとに工事の規模に応じて指定していますので、本件については資料の 52 ページの公告事項にこういったところを記載しているものでございます。

次に 4 番目としまして地域貢献等評価点が 5 点満点ということで、こちらはその下の 3 番です。内訳については区内業者点ということで、本店が杉並区内にあれば 2 点、営業所・支店があれば 1 点。

それから災害協定点ということで、区とそういった協定を結んでいる場合には 1 点。

品質・環境配慮点ということで、ISO 等の認証を受けていれば 1 点。

雇用対策点ということで、障害者雇用等があれば 1 点という形で、満点で 5 点となっているものでございます。

落札業者の場合は区内に本店があるということで 2 点、区と災害協定を締結しているということで 1 点、品質・環境配慮点や雇用対策点については該当がないということで 0 点となり、合計で 3 点となっているものでございます。

先ほどちょっと説明しました 56 ページを見ていただきたいのですが、これがいま説明したそれぞれの内訳になります。まず、上から価格点、次が施工能力評価点。一番左は杉

並電業株式会社で落札した事業者ですが、入札価格が 3,000 万円ということで、先ほど説明しました計算式に基づいて 26.06 点になるものです。

次に、工事成績が直近 3 件の平均ということで、77、73、73 なので 74.33 点。先ほどの表の中の 74.33 点の評定点は 11 点ということで、ここに 11 点が入るものでございます。

次に、配置予定技術者です。一級の方を配置する予定ということで、評価点は 3 点。技術者実績はなかったということで 0 点。こちらの小計としては、11 点と 3 点を足した 14 点。

地域貢献等評価点については、本店がありますので 2 点。災害協定がありますので 1 点の合計 3 点。小計の②と③を足した合計が、施工能力評価点 14 点と 3 点で 17 点になるものでございます。

最終的に総合評価値が一番下の表になりますけれども、評価点の①と小計の④の二つを足した合計が 43.06 点になるものでございます。

以下、右の方にそれぞれ入札に参加した事業者がありますが、この合計点の一番高いところと契約を締結するという制度でございます。

56 ページにそれぞれの点数の内訳がありますが、杉並電業株式会社が価格点と施工能力評価点を合わせて、合計点が一番高かったということで落札になったものでございます。

説明は以上でございます。

○会長 これは非常に重要な問題で、我々、入札監視委員会として確認したい点は、落札者決定方法の価格点と施工能力評価点を加算するというのですが、気になるのは施工能力評価点は最終的に 1 点刻みに換算されているのですけれども、価格点だけは小数点 3 位で、それを四捨五入か切り捨てをしている。それはどこで読むのでしょうか。

それとも、もともとのこれをすんなり読めば、基本点は 1 点段階としてみなすべきで、価格点のみを小数点で考えるというのはどこかに細則か何かあるのですか。それが一番気になりますよね。

特に今回は非常に僅差ですから、そういう判断自身の根拠と、思想的に言えば、本来の趣旨からいうと、価格点と施工能力評価点は同じぐらいの品質管理というか、数値の精度でやるべき話ではないのかという疑問が区民の方から出そうなので、一応確認です。

○事務局 表示上の問題でここまで表示してしまして、同点なりであれば……。

- 会長 基本的にここだと、むしろ同点とみなすべきではないかというのが通常認識なのですね。
- 委員 入札の前にこの評点で評価しますよということは出しているのですよね。
- 事務局 はい。
- 会長 これは重要な問題なので。去年もやったのですが、今回は非常にいやらしいなという気がします。43.06 と 43.04 の世界ですから、これをすんなり読めば、明らかに同じ 1 点刻みでいいのではないかという疑問、苦情が、むしろ二番手の業者から出るのが通常ではないかと。
- 委員 総合評価方式だと最後の最後まで、0.0 幾つまで。
- 会長 それをどこで読むのかということなのです。
- 委員 いま質問したのはそこなのですけれども、公表しているわけですね。仕様なり何なりのときに、全部これで計算しますよと出している。
- 会長 何けたまで有効だと言っていないです。何けたまで出すと書いていないわけです。
- 委員 小数点幾つというのは出していますか。
- 事務局 出しておりません。
- 会長 でしょう。ですから、そこは非常に慎重にやるべき話で、むしろそれは公表すべきだと思います。
- 委員 小数点 2 位までやるとは出していないということですか。
- 事務局 はい。
- 会長 そこに非常に大きな問題が含まれていると、資料をもらってからずっと思っていたのですね。今回にしても、相当明確に透明性と公正性のためにきちんとやるべき話ではないかと、この案件が一番気になっていました。結果はいいのですけれども。
- 委員 失格基準価格というのは幾らですか。価格未満とありますね。低入札調査基準価格は 3,695 万 5,503 円ですけれども。
- 会長 これは事後公表だから、事後的にはわかるわけですね。
- 事務局 失格基準価格については公表していません。低入札基準価格については公表しているのですけれども。
- 委員 要するに、一番低かったから切ったということですか。3,000 万でも失格基準価

格にひっかかっているわけではないですね。

○経理課長 東京都に準拠した計算式がありまして、それに基づいて計算をしていくと、金額が出るのです。それよりも低かった部分については失格となります。

○委員 それが幾らだったのかなと思ってお聞きしました。

○経理課長 それは非公表です。

○会長 非公表だから、この場では言えない。

○委員 いいです。

○委員 この評定を相手の業者さんに見せないのですよね。どの程度の……。要するに、相手に対して、例えば杉並電業……。

○事務局 経過調書は公表しています。

○委員 これは公表されますよね。

○委員 要するに、金額は公表する。

○経理課長 このまま出ますので、事業者さんとしてみれば、いわゆる得点の表示といたしますか、小数第 2 位までやっているんだなというのは公告文には書いていませんが、結果を見てですけれども、ある程度件数をこなしている状況の中では、おおよそ事業者さんは心得ていらっしゃるのかなと捉えているところです。

○会長 でも、あくまでも推測ですね。

○委員 この表も配っちゃって問題ないのですか。これはきついのかな。

要は、技術点はある程度質を上げるための誘導の部分があるので、何が評価されて何が評価されていないかみたいな技術評価の部分が難しい。

○委員 最初のときに何が何点、何が何点と、これは全部出ますよね。数字が入っている結果は出ないにしても、ここの項目は出していますね。

○事務局 公告事項の中で計算は出ている。ただ、こちらの計算表については工事成績などが出ているので、例えばまた直近で同じような工事が出たときに、これがわかると相手業者の点数が読まれてしまう部分もあるので、それはそれでよくないということになります。

○委員 ただ、総合評価方式の項目だけは絶対出さなければいけないのと、何点まで見るのかというところは出しておかなければいけないということがちょっと弱かったということ

ころですかね。

○山田会長 ほかにご意見をちょうだいして、なければ、ここはやっぱり透明化なり、基準を明確にしておいた方がいいと思います。

○経理課長 会長のおっしゃるところは今後改善すべき点だと思っていますので、そこを公告文にうたうこと自体は全然問題ないと思います。

○委員 前もこの話は（ありました）。

○山田会長 去年はここまでの話ではなかったので黙っていたのですけれども。

○経理課長 去年は結果の経過調書だけで説明させていただいて、先生方からわかりづらいというご指摘を受けたものですから、今年はこういった表をあえてつくらせていただいたという次第でございます。

○委員 最後に、雇用対策がみんなゼロだから、そこら辺を誘導するみたいなことも考えなければいけない。土木系だとどういう点が出てくるのかわからないですけれども、規模が小さいとなかなか雇用対策ができない点もありますが、項目を盛り込んだけれども全部がゼロだから、そこはどうなのというのは多少感じます。

○会長 全てにわたって、基本的に加点評価という考え方ですね。そう言われた場合にはそういうふうに答えるということなのでしょうけれども、〇〇委員がおっしゃったように、そこら辺は行政としてわざわざ項目を設けたんだから、そういうふうに誘導するというのも一つの考え方であると思います。

ほかはよろしいですか。どうぞ。

○委員 配置予定技術者とか資格で加点がありますね。これはあくまで予定ということで、その会社に所属していて、こういう人を配置しますよという申告に基づく加点になるわけですか。監査的なものとか、事後的にそういう人がちゃんとやっているかとか、どの程度やっているかとか。

○事務局 配置予定の技術者で点数が決まってきて、それが落札に大きくかかわってきますので、その人を置くことになります。基本的には変えられないということです。

○委員 53 ページの 5 番ですね。

○事務局 はい。それで点数が決まってきますので、違う技術者を置いては……。

○委員 紙で出すだけじゃなくて、本当にそういう人がやっているかどうかの確認という

か、チェックは（していますか）。

○事務局 それは履行段階で選任通知をもらいますので、違っていれば減点対象になります。

○委員 減点というか、請け負っているわけだから。

○事務局 工事成績を減点するなどの対応をとりますので、それは必ず守られていることを確認しています。

○委員 なるほど。次のまたこういうものに影響してくるということですね。

○事務局 そうです。

○会長 よろしいですか。この契約行為自身は正当でしたが、今後、透明性に努めていただきたいということにします。

次の「上井草四丁目自転車集積所管理事務所補修工事」について、説明をお願いします。

○経理課長 では、「上井草四丁目自転車集積所管理事務所補修工事」でございます。資料につきましては、入札見積経過調書が 57 ページです。

入札方式は指名競争入札で、発注は単体発注でございます。

26 年 3 月 4 日に指名を行いまして、3 月 12 日に開札を行っているものです。

予定価格は、税抜きで 422 万 2,665 円でございます。

入札につきましては、6 社の指名を行っています。一番上に記載があります日盛工事株式会社が 99.23%で落札をしたものでございます。

こちらは杉並区の該当業種に登録のある区内業種であり、指名及び受注状況、それから発注工事に対する地域性であったり官公庁工事の実績の有無から、区として 6 社を指名したものです。

工事の内容につきましては、管理事務所の内装や外装の補修であったり、照明器具の取りかえなどをしたものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○会長 いま説明があったのですが、③が非常に曖昧でした。（官公庁工事の実績の）有無というのはどっちを優先したのかとか、一番機微にわたる問題です。秘密でなければ、6 社の指名基準をもう少し具体的に言えないのでしょうか。むしろ受注していないものを優先したとか、あるいは実績がないものを優先したとか、ある方を優先して 6 社にしたの

か。ここら辺が一番重要なポイントなのですから。

○事務局 地域性とか現在の工事の受注状況ですね。

○会長 ですから、（実績が）ある方を選んだのか。契約日が年度末に近いときなので、それを見てやったんだという説明であれば、それはそれでわかりますけれども。

○経理課長 手持ち工事がまずは終わっているところで、やはり工事のしやすい事業者さんを選ぶというのが普通だと思います。

○会長 そうすると、ストレートに言いますが、この年度について実績がなかったところを優先的に指名業者 6 社にしたという答えですが。

○委員 一時的というよりも、さっきの話だとそのときの手持ちがなくて、対応が可能なところということなのですよ。

○経理課長 二つも三つもという形だと技術者の関係もありますので、やはり工事を終えているところ。

○会長 区内業者が杉並区以外のところから（受注を）とることもあるわけなので、それはどういう情報でわかるのですか。

○経理課長 先ほども申しましたように、500 万未満のものについては指名競争入札で、なおかつ区内業者優先という形で選定させていただいています。

○会長 わかりますけれども、当該業者が杉並区以外の者とも取り引きをするし、非公共についても当然契約することがあり得るので、そういう工事实績のデータベースがあるのですかというのが私の質問です。

○委員 区だけの仕事をしているわけじゃないでしょうという話ですね。

○会長 一般の民間の仕事もある。

○委員 営業が回って……。

○会長 うちには工事が無いから……。

○委員 杉並区の仕事が少ないからでいいのかという話ですね。

○会長 そうそう。

○経理課長 それは確かに我々の知らない情報ではありますけれども。

○会長 そうですね。杉並区依存率が区内業者は圧倒的に 5 割以上であるというような実績データがあればそれはそれで、その判断はいいと思うのですけれども。

○委員 確認なのですけれども、私は大利根町の企画財政課長に出向したこともあって、指名委員会の委員をやったことがあります。

大体 500 万以下だと、対象となる会社はどのぐらいあるのですか。500 万だと B ランク？

○経理課長 C、D 級ですね。

○委員 C、D 級でどのぐらいあるのですか。小さいところが多い？

○事務局 いま一覧を持っていなくて申しわけないですが、15～16 社だったと思います。

○委員 15～16 社ぐらいあって、その中から大体 6 社ですか。

○事務局 そうです。入札実施要綱上で、金額で何社から何社というのが決まっていますので、250 万から 500 万未満だと 4 社から 8 社という目安が一応あります。そこで大体 6 社程度としております。

○委員 会社の入札指名担当は、入札の担当課の方で星取表みたいなものをつくってやるのですか。それとも、建設担当の方で内申みたいなものを。

○事務局 契約担当の方で。

○委員 契約担当の方でいろいろ考えるということですね。当然、ある程度バランスよく、地域性も考えつつ。過剰に、二重、三重に受けると今度は工事のおくれや、場合によっては手抜きが起きる可能性があるから、できればバランスよく指名して発注するのがみんなにとって一番利益になるだろうというところですね。

金額がすごくそろっているのが、私自身は気になります。要は 422 万から 419 万で、そろいすぎているなという感じがちょっとある。

○事務局 予定価格が公表されている案件で、業者さんが積算していきますので、似たような金額になってしまうのはやむを得ないところかなと思っています。

○会長 ほかにご質問をどうぞ。

○委員 ここに履行期限と書いてあります。この履行期限というのは契約する期限ですか。

○経理課長 契約締結の翌日からその日までというのが、契約書では履行期限となっております

○委員 工事を 3 月 28 日までに終える。結構タイトですね。3 月 11 日とか 12 日に入札して、28 日までに工事をしてもらう。

○経理課長 その辺は事業者さんの方からも実は結構言われています。もっと早く発注したらどうだというのはあるのですが、工事施工側の方もぎりぎり年度末になってようやくこういう補修的な工事も行えるということも実態としてあるようです。

我々、発注する側にとっては、工事主管課にもう少し早く発注してくださいという願いをしているところなのですが、どうしても年度のぎりぎりになってしまうというのが傾向としては年度末に結構ある部分がございます。

○委員 この工事がどうかはわかりませんが、資材の発注とか、いろいろあるのでは。

○経理課長 受けた側も厳しい部分が当然あると思います。

○委員 入札に関係ない工事であれば、何となく仕事が来そうだから準備しておけみたいなことがあってもいいのかなと。

○経理課長 なるべく早期発注を心がけていただくように、所管の方には我々としても絶えず言っているところですが、実態としてはどうしてもこういった傾向が若干見受けられます。

○委員 手持ちの仕事がないところを優先的にしてあげようということであれば、それはそれでいいと思いますけれども、ある程度時間がある方が参加できる、対応できる会社も多いような気がします。

○会長 ○○委員、ありませんか。

○委員 委員が最初におっしゃった指名条件の③の書き方が非常に気になりますね。これをさらに詳述した文書はあるのですか。この記載の仕方のみなのですか。

○事務局 余り具体的なものは逆に記載しないようにしていますので、これに当てはめて公表しているということでございます。

受注の状況等は、年度末になりますと東京都の入札経過なども確認しますし、先ほど言われたような業者の数が限られている中で、星取表であいている業者となりますと多くても 10 社ですので、そういうものは全て指名するという事で入札結果とさせていただいている次第でございます。

○会長 ③の書き方はほかにもあったということですね。指名の条件の書き方として、こういうことは杉並区においては通例だと。

○事務局 主にこの書き方で選定しています。これに当てはまらない場合は当然変更しま

す。

○会長 そうだったのですかね。何年もやっていますけれども、我々の仕事がまだいま一歩ということですかね。反省しますけれども、ここら辺は書き方としてもう一工夫があるのではないかという気がします。

○委員 これはもう少し深くできないのですか。例えば手持ち業務を全部出して。民間であれば、別に民間企業名は出す必要なくて、A社、B社というのを（出す）。

○会長 それはなかなかね。

○経理課長 指名競争で相手方から情報を下さいというやり方をとっているところは、なかなかないのではないかと思います。総合評価であれば別ですけれども。

○会長 ③はもうちょっと簡単に書けばすんなりいくのではないかというのが私の意見です。具体的には言いませんけれども、この書き方はかえって混乱を招くし、不透明ですね。区の裁量で決まっているのかというふうに、逆の表現になっているような気がしますけれども。

○経理課長 そこは今後も検討させていただきたいと思います。

○会長 この案件の執行としては適正であると思います。

次に、「上井草保育園テラス塗り床その他工事」です。

○経理課長 4件の最後の「上井草保育園テラス塗り床その他工事」ということで、資料は58ページをごらんいただきたいと存じます。

入札方式は見積競争ということで、指名競争ではございません。単体の発注でございます。

25年5月9日に見積もりを依頼しまして、5月16日に見積合わせを行ったものでございます。

予定価格は、税抜きで●●万円でございます。

○会長 予定価格は非公表になっていますよ。

○経理課長 会議録ではマスクいたします。

見積合わせは、区内の5社を選定しまして、予定価格超過による減価交渉の結果、落札率が●●%になったものでございます。

工事概要としましては、テラス部分のウレタン塗布と遊具の塗装になります。

本件落札率●●%は、予定価格に対して各社の見積金額が上回ってしまったため、減価交渉の結果、契約金額は業者の申し出た金額ということで決まったものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○会長 これについて、ほかの先生方どうぞ。

○委員 これの人件費は大体どのぐらいの割合なのですか。

○事務局 直接工事費の中に入っているもので、幾らというのはなかなか出しづら
いところではありますけれども。

○会長 見積書をおとりになるんだから、内訳に出ているんじゃないですか。

○事務局 見積もりについては総価でいただいているので。

○会長 それはちょっと問題ではないのですか。単価契約とかではない。

区の規定上、そうなっているのですか。見積競争の場合の見積もりは総額でよろしいと。

○事務局 そうですね。特に内訳を必要とはしておりません。

○委員 いわゆる予定価格をつくるときのこっちの見積もりだと、どんな見積もりの仕方を
をするのですか。

○事務局 詳細な積算内訳についてはこちらの方に今ないので、この予定価格でしか申し
上げられないところなのですけれども。

○委員 見積システムについては、私は土木事務所にいたこともあって、いわゆる積算シ
ステムが恐らく建築と土木にそれぞれあるはずなんだけれども、それは都に準じた形で、
独自システムじゃないのかな。

○事務局 基本的には都に準じた形でやっているはずですよ。

○委員 それに一定の基準を入れていくわけですね。

○事務局 はい。最新の単価で積算していくという形です。

○委員 恐らく人件費が大きいから、なかなか……。向こうも人件費が高くて、人手もな
いので、高めに出してくるのかなと感じるのですけれども。

こういう見積もりが合わないというのは、最近、結構多いのですか。

○事務局 多いというほどではないですけれども、それなりに出てきています。

○会長 ほかにご意見、ご質問はありますか。

○委員 先ほどご説明がありましたけれども、この5社にどういうふうに絞り込んだとい

うところをもう一度説明していただけますか。

○事務局 今回の 5 社ですね。これも基本的には区内業者で、建築に登録があるところで、C 級以下ということだったと思いますが、その中から絞らせていただいているところです。

○委員 先ほどの前のページの指名条件でいうと、①と②。③も。

○事務局 そうですね。③も含めてということです。

○委員 こちらの備考にそれが書いていないのはどうしてですか。

○事務局 価格の低いもの、250 万円未満のものについては指名基準等は現在のところ記載していません。

○委員 記載していないけれども、同じ基準で。

○事務局 考え方としては同じようにやっています。

○会長 よろしいですか。減価交渉で、見積もりの提示が一番安いところと契約されたということですね。

では、これについては特に問題なかったということで、委託案件の方に。「杉並区立保育園保育士の人材派遣（単価契約）」について説明をお願いします。

○経理課長 それでは、資料 12、59 ページに審議案件の一覧がございます。最初が「杉並区立保育園保育士の人材派遣（単価契約）」という件名です。

資料につきましては、経過調書が 61 ページがございます。62 ページ、63 ページが発注公告文になります。

入札方式につきましては、一般競争入札で実施しています。

平成 25 年 2 月 4 日に公告をしまして、25 年 2 月 20 日に開札をしたものでございます。

入札につきましては、経過調書に記載がありますが、9 社の参加。区内が 5 社、区外が 4 社参加しています。

入札の結果、株式会社ジンダイ杉並支店が第 1 回目の入札で落札しまして、契約を締結したものでございます。

業務の内容としましては、児童福祉法に定める保育所における保育士業務及びそれに附帯する業務、行事における準備実施の参加及び職員会議への参加。就業日は 1 週間のうち最大 5 日間。就業時間は実働 7 時間 45 分。派遣人員は保育士 11 人を予定しているものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○会長 これについていかがでしょうか。

○委員 いわゆるこういう通常の常勤というか、公務員で直営で雇っている人は何人ぐらいでしたか。

○定数・組織担当課長 いま 864 名です。

○委員 それ以外に、人材派遣じゃなくてパートみたいな人もいらっしゃるわけですか。

○定数・組織担当課長 はい。

○委員 そもそも何で人材派遣を選択したのかということをお教えしてもらいたいのですけれども。要は、安ければいいという感じもしないではない話なので。

○定数・組織担当課長 非常勤ではなくて、常勤職員と同じ時間帯で働いていただくという形で採用計画を立てていますが、いわゆる育休の職員で、その分がどうしても見込みがつかない。

職員採用につきましては、夏場にやっています。ところが、保育園に入れなかったために保育士の育休延長等が発生します。そこの部分をどうしても埋め切れないために、派遣を活用しているのが現状でございます。

○委員 育児休業は 3 年になり、それも読めないから欠員が出るというのもわかるので。パートでは時間の制約があるということですか。

○定数・組織担当課長 パートもかなり活用しています。特例時間といたしまして朝 7 時から、夜は 5 時 15 分を過ぎて 7 時半までというところに活用しています。それから嘱託も活用して、月曜から土曜まで開園しています関係で、職員の休務日等の振り分けがあるので、そういった部分に活用しています。

パートだけでも 100 数十名。嘱託になりますと 260 名を雇用しています。それを増やしながらというのは、人材的にもありません。そういった関係で、ここを数名活用させていただいているというのが現状でございます。

○委員 なるほど。また自分にかかわってくるんだけれども、かみさんが保育士で、人の採用担当をやっているのが容易じゃないというのはよくわかります。

問題は、入札で出しているのが 11 人の働きやすさというか、価格でどうしても見るので、研修とか福利厚生保障が見えてこないところがある。安ければいいという部分は発

注主からはあるんだけど、子供たちへの保育ケアの質の担保のための努力を会社が本当にやっているのかが気になるのですけれども。

○定数・組織担当課長 初期研修の部分につきましては、区として本区が行う研修に必ず参加させています。福利厚生等、社会保障の面も含めましてモニタリングの制度、あと保育所の場合には第三者評価もありますので、そういったものの活用の中で同一に評価していただいているという状況でございます。

○委員 ちなみに、この 1,851 円というのは時給ですよ。パートだと幾らぐらいですか。時間によろと思うのですけれども。

○定数・組織担当課長 パートの場合、資格がある者と資格がない者に分かれています。いま正確な表を持っていないのですが、資格のない者については最低賃金を上回る 1,000 円弱。資格のある者については、こちらより若干低い金額になっています。

ただし、1 年目、2 年目、3 年目というパート期間の雇用で、毎年度上がる形になっていますので、最後の段階ではこちらの金額を上回る。5 年パートをやっている方の時給は、この金額を上回る形になっています。

○委員 都内は高いというけれども、高いですね。

○委員 これは派遣会社に行くだけで、本人がもらうのはこれの 3 割カットぐらいでしょう。

○定数・組織担当課長 そうですね。人材派遣会社については、必要経費分を差し引いた会社の利益分は一定以上取るなという指示が契約後にそれぞれ出ています。区内業者の場合には、当初からそれを承知の上で参入してきているという形になっています。

○会長 ほかにご意見はありますか。○○委員、いいですか。

○委員 はい。

○会長 では、これについては質の担保がされているということですので、特に問題はないことにしたいと思います。

次の案件は、関連する案件と合わせてのあれですか。業務委託で、それぞれ地域が。

○経理課長 経過調書は全てつけさせていただいています。

○会長 関連するということで、4 エリアですか。当面、直接対象にするのは北西エリア。お願いします。

○経理課長 「区立小学校常駐警戒業務委託 2（北西エリア）」でございます。

資料につきましては、発注公告文が 68 ページから 69 ページにあります。本件、北西エリアの入札経過調書は 64 ページです。なお、参考資料としまして、そのほかあと 3 件ありますので、関連しますほかのエリア 3 件の入札経過調書を 65、66、67 ページにつけています。4 案件あるというのは、杉並区を 4 分割していると捉えていただければと存じます。

では、入札方式ですけれども、68 ページに公告文がありますが、こちらも一般競争入札で実施しています。

平成 25 年 2 月 6 日に公告を行いまして、25 年 3 月 1 日に開札をしました。

入札の参加は、経過調書を見ていただきますと 5 社の参加になっています。全て区内業者の参加という形でございます。

入札の結果、いずれも予定価格を超過しています。第 2 回まで入札に付しましたが、落札には至っていません。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づきまして、最低価格提示者と減価交渉をした結果、随意契約を締結したものでございます。

業務内容につきましては、区立小学校の常駐警備及び近隣幼稚園、保育園への立ち寄り警備。本件は区北西エリアで、小学校は 11 校を対象としています。

ちなみに、参考資料としてつけました 65 ページの北東エリアは、小学校が 10 校。それ以外の 66 ページ、67 ページにつきましては、先ほどご説明したところと同じように小学校は 11 校ずつという形で入っているものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○会長 これは関連するということで、入札参加業者もかなり重複していますので、合わせて資料をつけていただいたということです。合わせてご議論いただいてもいいと思います。

○委員 私は小学校の P T A 会長を 10 年やって、毎朝校門に 1 年半立ったことがあります。警備員さんは防犯で 7 時半から 4 時まで。ずっと立っているのですか。

○経理課長 たしか椅子とかあって、腰かけられるようになっていると思います。

○委員 基本的に毎年入札をやっているのですか。できれば同じ人が継続した方が子供たちにとってはプラスになる面もあるんだけれども、実際の運用はころころ変わっている感

じですか。

○会長 それは前年度の業者がどうであったかということ。

○委員 前年とは同じですね。

○委員 大体同じ業者さんがとっているという感じですか。

○経理課長 このエリアでいうと、実は 22 年度から同じでございます。違うエリアになりますと、例えば北東エリアについては 2 カ年ずつで変わっています。

○委員 同じ業者なのにオーバーしているわけですね。それは予定価格が去年に比べて下がったのですか。去年やっているのであれば、そこをベースに入れてきますよね。北西エリアと南東エリアの両方ともそうですけれども。両方とも去年も同じ業者さん。

○事務局 北西エリアは昨年度と同じ業者で、南東エリアも同じ業者でございます。

○委員 昨年の予定価格より下がったということですか。昨年やっていたら、大体のところはわかるはずで。

○会長 強気にやってみたということなのですか。

○委員 予定価格は同じ。非公表だとあれですけども。

○事務局 業者の方からしますと、本来の希望額はもう少し高いのかなと感じています。

○委員 昨年の落札価格は幾らですか。

○事務局 24 年度の北西エリアは、税込み 2,266 万 1,100 円でございます。

○委員 それより 1 回目は下げてきたということですね。ということは、落札価格よりも予定価格が下がったということ。

○経理課長 24 年度に比べて、30 万ちょっとぐらい上がっている結果にはなっています。

○委員 2,266 万は税込みですか、抜きですか。

○経理課長 税込みだと 2,299 万になるので、30 万ちょっとぐらいは上がっています。

○委員 2,266 万で、1 回目は 2,250 万 6,000 円を入れていますよね。去年より低く入れているんじゃないかと。

○事務局 1 回目のこの業者の税込入札価格は 2,363 万 1,300 円になりますので、24 年度と比べますと、額はかなり上がっています。

○委員 これは大体退職した人がやっているのですか。比較的そういう人が多かったんだけれども。

○経理課長 私の見る限りは、年配の方が多いですね。やっぱり安心感を与えるといえますか。

○委員 銀行にいるような若い屈強な者よりはにこやかで。

研修はやっぱりやっておられますか。こういうものは絶えず質を意識していく必要があるのかなど。お金の方も、ものすごく考えなければいけないんだけども。

○経理課長 警備業者ですから、会社の学校における安全対策といえますか、そうした初歩的な研修は当然やられていると思いますし、そこら辺の日々の研修も当然会社としてはやられていると認識しています。

○委員 一般のところに比べて小学校という特殊性があるし、いろんな子供が校門から入ってくるので、あいさつを一言かけること自体も教育的に見ればものすごく重要なことなので、そういう心の問題も含めて、きちんとした研修体制も考えていただいた方がいいですね。

○経理課長 杉並区で何件か傷害事件が発生して以来、学校と保育園にはまずかぎをつける。インターホンを押さないと、入れない状況になっています。

あと学校でいいますと、さすまたの関係であったり、警察の講習的なものも当然受けているという状況も伺っています。そうした意味では、全体的にこういった警備業の方も合わせてそういった訓練を行っていると思っているところです。

○会長 ほかによろしいですか。

○委員 もう一度あれなのですけれども、たまたまこの 4 件の案件は同じ業者さんが一番適正な入札を入れていますが、価格がもう少し安いところがあればそこにかわっちゃうとか、そういうものなのですか。

○経理課長 基本的には競争入札なので、価格が……。

○委員 やっぱりある程度継続性があるとか、そういうような。去年もお話したかもわからないのですが、価格で決めてもいいような工事というか、サービスと、ある程度なれというか、人間的な信頼性が継続した方がいい案件と（あります）。それに総合評価とか入ってくるのかもしれないのですが、特に人が前面に出るような、さっきの保育士の方もそうですけれども、価格だけというのもどうかなど。

○委員 価格も重要だと思いますけれども、例えば複数年で、2 年とか 3 年でちゃんとし

た体制をつくるのもまたありなのかと。それは絶えずモニタリングをやるというみたいなことを、きめ細かにこれについてはやることも重要なのかなど。

○経理課長 役務の提供というところで、長期継続契約ができるかどうかというのは確かに検討課題の一つだと思います。

○委員 なるべくいい人に立ってもらいたいですね。

○経理課長 子供たちが信頼をおける、特に警備をされているというところでは安心感を持って、誰でも近寄れるような、子供たちの安全を守っていただける方ということで、いま各委員のおっしゃられたことは我々も理解しているところでございます。そういったことも今後の研究課題だと思います。

○会長 では、そういうことで、この案件については特に問題はないことにしたいと思います。

それでは 70 ページの「科学館小・中学校理科移動教室送迎バス借上げ（単価契約）」につきまして、背景を説明します。たしかほかの委員の方から去年と同じ案件の障害者福祉施設の送迎のご希望が上がってきましたが、昨年度も審議したということで、事務局と相談して、それと類似性が高いこの案件に差しかえたという経緯があります。

ただ、去年と同じ案件で確認したい点があるという委員の方もおられると思いますので、それについてはこれに関連してご質問をお願いしたいと思います。

では、よろしく申し上げます。

○経理課長 それでは、3 番目の「科学館小・中学校理科移動教室送迎バス借上げ（単価契約）」でございます。資料については、70 ページに見積経過調書があります。

入札方式は見積競争として実施しています。

平成 25 年 2 月 18 日に指名しまして、25 年 2 月 28 日に開札しています。

入札には 8 社を指名しまして、区内事業者が 1 社、区外事業者が 7 社の計 8 社でございます。

こちらの業務内容ですが、杉並区立小中学校及び養護学校の児童・生徒の理科移動教室の送迎のため、各学校と杉並区立科学館との間をバスで往復することを内容とする契約でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○会長 これは仕様書がついていないのですけれども、今の説明が全てだということでしょうか。事故のときの処理などはどういうふうになりますか。事故が起こった場合の責任とかは。

○事務局 事故に備えて、バスの供給会社、業者さんの方で対人補償につきましては無制限、対物についても一定程度の保険に加入することを条件に契約しています。

○会長 そのようですね。

○委員 区内業者さんはどちらなのですか。

○経理課長 6 番の東交観光です。

○委員 さすがに高いから、地元というわけにはいかない。これなんかはどちらかという価格でやる定型的なものだし、やっぱり出していく必要があるのかなという感じはします。これは問題ないと思います。

やっぱり同じで、絶えず質を問うていくことは重要だと思います。

○委員 区内のバス会社はこの 1 社だけなのですか。ここしかない。

○事務局 区内でバス事業ということで登録があるのは 1 社だけです。

○会長 去年と同じ案件でご質問をいただいても構わないですが。施設の関係。送迎の杉並何とかという会社名だったと思いますが。

○委員 幾つか同じような運搬請負業務があつて、それが割と固定的な業者さんで、同じルートというか、同じ仕事で継続しているようなことが見受けられるのではないかと。ところをたしか昨年もお話ししたと思います。

○委員 昨年はどこなのですか。

○委員 ここは同じ。

○会長 かなり継続しているのですよ。

○委員 車と人を用意しなければならないから、かえるとなるとなかなか難しい話もある。情け容赦なくコストを言う人は、そんなものは関係ないんだという話もあるんだけど、なれている人が続けること自体の意義というのもあるだろうと思います。

○会長 それはあるのですけれども、ただ仕様書だけで一種の契約になるものですから。

○委員 何となくわかりにくいのは設備投資というか、車も特殊なものを用意されるでしょうから、ある程度中期の契約の方が何となくお互いに落ちついてというのでしょうか。

○定数・組織担当課長 この案件につきましては、普通の修学旅行とか遠足などに使うバスで構わないと。

一番の問題は、小学校や中学校に迎えに行く際に、50 人乗りの大型バスがどこにとめられるかというのが業者にとっては苦しいというのが 1 点。

もう一点が、学校の教育課程に従っての日程組みなので、それが早くわかっていればいいのですけれども、学校はいろいろな行事があって組みかえがあり、それに対応しなければいけないところが業者さんの方では受注しても厄介なところですよ。

業者さんの方とすると、いわゆる暇な時期にバスと運転手が遊ばないで済むので、これについてはそれなりの金額でということですよ。

昨年話題になりました身体障害者施設の送迎バスについては、リフト付きのバスに切りかえなければいけないということと、その方のご自宅の近くにとめなければいけない。そうしますと、警察に停留所の許可を毎回受けなければいけないことと、必ずその車に認められた車だという許可書を掲示しなければいけないこと、それから障害のある方等ですので、緊急時にどういうふうにしたらいいかも理解しなければいけない。こういったことを含めまして一番大きいのは車両の改造費用なのですけれども、長期継続契約ということで同じ業者さんに 8 年という期間を任せている状況になっています。

○会長 長期継続契約ではなかったと思いますよ。単年度ですね。

○経理課長 去年のは単年度ですけれども、通常は長期継続契約です。

○会長 そういう案件ではなかったのが去年も議論になって、今年度また選定で。

○経理課長 そこは確かに役務の提供という部分では、今後の課題の一つになるのかなと思います。

○会長 ですから、長期であればわからないわけではないということは去年も議論しましたね。

○委員 場合によっては、看護師さんは乗っていないわけですよ。親が治療行為等もしなければならないような場面に遭遇するわけですから、運転士ができるとは思えないのですけれども、そういうものについてある程度理解がある人じゃないと緊急事態に対応できないので、やっぱり障害者については経験を重視しなければならないという気がします。

○定数・組織担当課長 先ほども申しましたけれども、緊急時にどういうふうにするべきかと

いうことも了知されている方に運転していただいています。

○会長 とりあえず、送迎バス借上（単価契約）については特に問題になる意見はなかったということにしたいと思います。

それでは、最後の案件になろうかと思いますが、「（新）杉並区大宮前体育館 卓球台外スポーツ用品の購入」につきまして、説明をお願いします。

○経理課長 それでは、最後の案件でございます。資料につきましては 71 ページから 77 まででございます。公告文、それから最後の方には購入の数量一覧をつけています。

こちらの入札方式ですけれども、一般競争入札を実施しています。

平成 26 年 2 月 12 日から 14 日まで、発注の公告をしています。

2 月 17 日に資格確認通知書を出しまして、2 月 28 日に開札を行ったものでございます。

参加業者数につきましては、71 ページに経過調書がありますが、区内の 2 事業者から申し込みをいただき、競争入札としては 1 回入札を行ったものです。

概要としましては、旧荻窪小学校の跡地に移転改築中であった大宮前体育館が新しく生まれ変わり、オープンしました。体育館棟、プール棟から成る地下 2 階、地上 2 階建ての施設で、地域のスポーツ拠点として誰もが気軽に健康・体力づくりに取り組める施設という形のものでございます。オープンに先立ちまして、卓球台ほかスポーツ用品の購入を行ったものでございます。

詳細につきましては、公告文に添付した購入数量ということで、74 ページ以降に数量一覧を記載しています。記載のとおり、全品目で 138 品目のスポーツ用品類を購入しています。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○会長 これにつきまして、どうぞ。

○委員 ワニ・スポーツ社さんとミカドスポーツさんというのは、杉並区内にあるスポーツ店なのですか。それとも卸売りレベルですか。

○経理課長 普通のスポーツ店です。

○委員 普通のスポーツ店ですよ。大体商店街の中で売り上げがなくても生き残っているとところというのは、正直な話、こういう仕事があるからで。そうじゃないと、商店街は本当に根絶やしになってしまいますから、大手の量販店にみんなやられちゃうから重要だ

と思います。

そもそも、この 2 社しかないのですか。4 社ぐらいあるとか。

○事務局 6 社あります。

○委員 その中で 2 社だけ手を挙げてきたという話ですね。

今回はこれだけを見ていますけれども、各小学校や中学校のスポーツ関係だとか、いろんなものの発注が恐らくあると思うので、それを互いに競争しながら取り合っているんだろうと思います。それが商店として何とか食べていける口になるのかなと見ていますけれども。

インターネットで入札すればこれの半分で入札できるかもしれないけれども、それが地域のためにいいかどうかはわからないところもあるので、この基準でいいと思います。

○会長 ほかにご意見というか、このメーカーと同等以上であればいいということなのですが、現物はこれと同じものが入っているのですか。

○事務局 この指定品目が納品されたようでございます。

○会長 でも、同等品であればいいわけですね。品番はこれと違っていいわけですね。

○事務局 はい。

○会長 確かに価格がかなりあれですけれども。

○委員 シャッター街の最後の生命維持装置であると思います。

○会長 そういう言い方もできますね。

一般競争入札ですけれども、ご意見はありますか。

これの納期はいつまでですか。3月25日で、1カ月か。これにつきまして、ご意見はよろしいですか。

では、これにつきましては特に問題は見受けられなかったということにしたいと思いません。

提出された 8 案件につきまして、我々の調査・審議の中では特に問題とするまでのものは見当たらなかったということですが、今後、入札業務等において改善が見受けられる点が何点かあったということが、入札監視委員会としての我々の意見の要約になろうかと思えます。

特にそのほか、追加したい点とか確認されたい点等がありましたら、各委員の方からお

願います。

○委員 繰り返しになりますけれども、税金ですからどうしてもコストを安くしなければならぬということがあるのでそれは意識しつつ、それでも逆にいえば安過ぎると、工事においてはいろんな労務災害等、また例えば学校警備については質の低い警備員の配置等の問題も起きるので、そこのバランスをとって適切な入札をされることを希望します。

○会長 そうですね。ですから、そのためのモニタリング制度等も別途導入されておられるということですが、入札・契約業務においてもそういう点を配慮するということだろうと思います。ほかによろしいですか。

それでは、本日の入札監視委員会としての審議はこれで終わりたいと思います。行政管理担当課長にかわって、事務連絡等をお願いします。

○行政管理担当課長 それでは、最後に事務連絡をさせていただきます。

第 5 回外部評価委員会は年が明けての 2 月 4 日午前 10 時からの開始となります。朝早くになりますので申しわけありませんが、よろしく願います。

その日の議題としましては、外部評価と所管課の対処方針の確認になりますので、担当課長にも出席してもらおうようにしています。

また、外部評価表につきましてお願い申し上げますけれども、12 月 25 日が締め切りとなっていますので、ご協力も願います。会長からはご提出いただきました。ありがとうございます。

それから、本日、行政評価報告書と財団等経営評価をお配りしていますので、こちらもごらんください。以上でございます。

○会長 そういうことで、来年の話になりますが、よろしく願いたいと思います。

本日は長時間、どうもありがとうございました。これで終わりにします。